

2018 年度版の刊行にあたって

本書は、個人の生活や企業の経済活動において重要な影響を及ぼす税金について、その基礎となる項目を網羅的に記述したものです。

税制は、毎年、改正が行われています。改正項目は、その時々が必要に応じて行われるものであることから重要な項目が多く、注意が必要です。

平成 30 年度税制改正のうち、主な項目は次のとおりです。

- ① 所得税では、給与所得控除額および公的年金控除額の一律 10 万円の引下げと基礎控除の 10 万円引上げがセットで見直しが行われ、控除額の上限引下げなどが行われました。さらにこの改正に連動する形で青色申告特別控除や人的控除の合計所得金額基準が見直されました。ただし、この制度の実際の適用は、平成 32 年分所得税(住民税は平成 33 年度分)からとなります。なお、昨年度改正された配偶者特別控除の拡充については、平成 30 年分から適用になりました。
- ② 法人税では、国際会計基準の導入に伴う会計基準の開発・適用に伴い収益認識基準の法令化(法人税法 22 条の 2)による整備が行われました。所得拡大促進税制の見直し・改組が行われ給与等の引上げ・設備投資促進税制が創設されました。
- ③ 相続税・贈与税等の資産課税では、非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の特例が 10 年間の時限立法で設けられました。従来 of 制度に比較し、格段と利用しやすい制度になっています。
- ④ 消費税関係では、平成 31 年 10 月の軽減税率導入、消費税率 10 %への引上げに向けた準備が問題となってきています。
- ⑤ 地方税では、中小企業者の機械装置等に係る償却資産税について、3 年間にわたり 0 ~ 2 分の 1 にする特別措置が設けられ、平成 30 年 6 月から適用になっています。

以上のように平成 30 年度税制改正は、平成 30 年度適用分も含めて、例年同様に多岐にわたる重要な改正が行われています。

本書では、これら各税目の多くの改正点について、その基本的内容を洩れなく織り込んで改訂を行っています。

本書が、難解といわれる税金について読者の皆様の理解に少しでも助けになれば幸いです。

最後に 2018 年度版の出版にあたって、お世話になった経済法令研究会の西牟田隼人氏に感謝の意を表します。

2018 年 6 月

藤 曲 武 美

* 本書は、故桜井四郎先生著「税の基礎」を 2005 年にその項目、内容につき全面的に見直し、新訂版として刊行したものです。

新訂 税の基礎 2018年度版

* 目 次 *

第1章 税金の基礎

第1節 税金のあらまし	2
1 税金とは (2) 2 税金の種類 (3) 3 税金の体系 (6)	
第2節 税金の基本原則	7
1 税金の基本原則 (7) 2 租税法律主義 (7) 3 租税公平主義 (9)	
第3節 申告と納税	11
1 税金の確定・徴収手続き (11) 2 税金の確定手続き (11)	
3 税金の徴収手続き (13) 4 不服申立て等 (13)	

第2章 所得税

第1節 所得税の概要	16
1 所得税とは (16) 2 所得税の前提的事項 (18) 3 非課税所得 (21) 4 所得税計算の基本的仕組み (23)	
第2節 各種所得金額の計算	25
1 利子所得 (25) 2 配当所得 (27) 3 不動産所得 (32)	
4 事業所得 (34) 5 給与所得 (38) 6 退職所得 (41) 7 山	

林所得 (43) 8 譲渡所得 (45) 9 土地, 建物等の譲渡所得の特例 (50) 10 居住用財産を譲渡した場合の特例 (53) 11 有価証券の譲渡所得の特例 (62) 12 国外転出の場合の譲渡所得の特例 (70) 13 一時所得 (71) 14 雑所得 (72)

第3節 所得金額の計算 (通則)75

1 収入金額 (75) 2 必要経費 (77)

第4節 所得の損益通算, 損失の繰越し等89

1 各種所得金額の損益通算, グルーピング (89) 2 損益通算 (91) 3 損失金額の繰越し, 繰戻し (92) 4 居住用財産の譲渡損失の損益通算, 繰越控除の特例 (94)

第5節 所得控除97

1 所得控除の意義等 (97) 2 所得控除の目的, 趣旨等 (97) 3 所得控除の内容 (98) 4 確定申告書への記載および書類の添付等 (105) 5 所得控除の順序 (105)

第6節 税額の計算107

1 税額計算の概要 (107) 2 税率と税額計算 (109) 3 変動所得および臨時所得の平均課税 (110) 4 土地, 建物等に係る譲渡所得に対する税額計算 (111) 5 株式等に係る譲渡事所得に対する税額計算 (114) 6 利子等に対する源泉分離課税 (114) 7 税額控除 (115)

第7節 申告と納付126

1 確定申告 (126) 2 還付を受けるための申告 (127) 3 確定損失申告 (128) 4 修正申告 (128) 5 更正の請求および更正の請求の特例 (128) 6 死亡または出国の場合の確定申告 (129) 7 確定申告における納付 (130) 8 延納の方法 (130) 9 予定納税 (131) 10 還付 (131)

第8節	青色申告	133
	1 青色申告の意義(133) 2 青色申告の特典(134) 3 青色申告の承認の取消し(134)	
第9節	源泉徴収制度	136
	1 源泉徴収の意義(136) 2 源泉徴収の概要(137)	
第10節	復興特別所得税	140
	1 納税義務者(140) 2 課税の対象(140) 3 復興特別所得税額の計算(141) 4 申告(141)	

第3章 法人税

第1節	法人税の概要	144
	1 法人税とは(144) 2 納税義務者と課税所得の範囲(145) 3 事業年度(147) 4 納税地(147) 5 実質所得者課税の原則(148)	
第2節	法人税の所得金額	149
	1 所得の金額(149) 2 益金の額(149) 3 損金の額(150) 4 資本等取引(150) 5 公正妥当な会計処理の基準(公正処理基準)(151) 6 公正処理基準の別段の定め(151)	
第3節	益金の額の計算	154
	1 受取配当等の益金不算入(154) 2 資産の評価益の益金不算入(156) 3 還付金等の益金不算入(156) 4 収益の計上時期(157)	
第4節	損金の額の計算	162

- 1 棚卸資産の売上原価等の計算および評価の方法 (162)
- 2 減価償却資産の償却費の計算 (163) 3 特別償却 (166)
- 4 繰延資産の償却費の計算 (167) 5 資産の評価損の損金不算入等 (168) 6 役員給与 (170) 7 寄附金 (173) 8 租税公課等 (176) 9 交際費等の損金不算入 (177) 10 使途秘匿金の課税の特例 (178) 11 貸倒損失 (178) 12 圧縮記帳 (180)
- 13 引当金 (181) 14 譲渡制限付株式・新株予約権を対価とする費用等 (185) 15 準備金 (186) 16 繰越欠損金 (186) 17 契約者配当等 (190) 18 特定株主等に支配された欠損法人の欠損金・譲渡損失 (190) 19 損金の帰属時期等 (191) 20 特別控除 (193)

第5節 利益、損失等の金額の計算194

- 1 有価証券の譲渡損益等 (194) 2 デリバティブ取引、ヘッジ処理による利益額または損失額 (196) 3 外貨建取引の換算 (197)

第6節 組織再編成税制200

- 1 基本的考え方 (200) 2 合併、分割 (原則) (201) 3 適格合併、適格分割型分割 (201) 4 適格分社型分割 (202) 5 適格現物出資 (202) 6 適格合併等の意義 (203) 7 適格現物分配 (203) 8 適格株式分配 (204) 9 特定資産に係る譲渡損失額の損金不算入 (204) 10 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定 (205) 11 非適格株式交換等に係る株式交換完全子会社の有する資産の評価損益 (206) 12 適格株式交換等 (206)

第7節 その他の所得金額の計算等208

- 1 リース取引 (208) 2 借地権等 (210) 3 同族会社の行為・計算の否認等 (211)

第8節 国際取引に対する税制213

- 1 外国子会社から受ける配当等の益金不算入 (213) 2 移転価格税制 (214) 3 タックス・ヘイブン対策税制 (215)

4 過少資本税制 (217)	5 過大支払利子税制 (218)	6 総合主義から帰属主義へ (219)
第9節 法人税額の計算	220	
1 法人税額, 税率等 (220)	2 重課される税率 (221)	3 税額控除 (222)
第10節 申告・納付	224	
1 中間申告 (224)	2 確定申告 (224)	3 納付 (225)
	4 欠損金の繰戻し還付の請求 (225)	
第11節 グループ法人税制等	227	
1 グループ法人税制 (227)	2 連結納税制度 (229)	3 その他の法人税 (230)
第4章 相続税・贈与税		
第1節 相続税・贈与税の課税趣旨	234	
1 相続税課税の趣旨 (234)	2 贈与税課税の趣旨 (234)	3 相続税と贈与税の一体化 (235)
第2節 相続税の納税義務者と課税範囲	236	
1 個人の場合 (236)	2 個人とみなされる場合 (239)	
第3節 相続税の課税財産	240	
1 相続税の対象となる財産 (240)	2 非課税財産 (243)	
第4節 相続税の課税価格の計算	245	
1 各人の課税価格の計算 (245)	2 債務控除 (246)	3 相続開始前3年以内の贈与財産の加算 (247)
	4 小規模宅地等に	

ついでに相続税の課税価格の計算の特例 (247) 5 特定の一
般社団法人等に対する相続税の課税 (253)

第5節 相続税の税額計算257

1 相続税の総額の計算 (257) 2 各人の相続税額の計算
(260) 3 税額の加算・控除 (261)

第6節 相続税の申告と納付266

1 相続税の申告 (266) 2 相続税の納付 (268)

第7節 贈与税 (暦年課税)273

1 贈与税の納税義務 (273) 2 贈与税の課税財産 (276)
3 贈与税の非課税財産 (278) 4 贈与税の課税価格 (282)
5 贈与税の税額計算 (284) 6 贈与税の申告・納付 (285)

第8節 相続時精算課税制度287

1 制度の概要 (287) 2 相続時精算課税の選択 (287) 3 相
続時精算課税に係る贈与税の課税価格 (288) 4 相続時精算
課税に係る贈与税の税額計算 (289) 5 相続時精算課税に係
る相続税額の計算 (289) 6 相続時精算課税に係る相続税の
納付義務の承継等 (291) 7 相続時精算課税制度における住
宅資金贈与の特例 (291)

第9節 農地等の相続税, 贈与税の納税猶予293

1 相続税の納税猶予 (293) 2 贈与税の納税猶予 (294)
3 農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の特例 (294)
4 山林についての相続税の納税猶予 (294)

第10節 非上場株式等についての相続税, 贈与税の納税猶予296

1 相続税の納税猶予制度 (296) 2 贈与税の納税猶予制度
(297) 3 贈与者が死亡した場合 (297) 4 非上場株式等
に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例 (298)

第11節 財産の評価300

- 1 財産評価の原則と実務 (300) 2 土地等の評価方法 (301)
 3 家屋 (306) 4 株式・出資 (306) 5 定期金に関する権利
 (313)

第5章 その他の税金

第1節 消費税・地方消費税316

- 1 課税の対象となるもの (316) 2 資産の譲渡等 (316)
 3 納税義務 (317) 4 非課税取引 (317) 5 輸出免税等 (318)
 6 納税義務の免除 (319) 7 課税期間・基準期間 (322) 8 課
 税標準・税額計算 (322) 9 仕入税額控除 (323) 10 簡易課税
 制度 (325) 11 国境を越えた電子商取引等に対する課税 (326)
 12 申告・納付 (327) 13 地方消費税 (328)

第2節 登録免許税329

- 1 課税の範囲等 (329) 2 納税義務者 (329) 3 納付税額
 (329) 4 納付 (332)

第3節 印紙税334

- 1 課税物件 (334) 2 納税義務者 (334) 3 課税文書 (334)
 4 納付 (336) 5 不納付税額があった場合の過怠税 (336)

第4節 個人住民税337

- 1 納税義務者 (337) 2 納税額 (338) 3 申告 (340) 4 賦
 課・徴収 (340)

第5節 法人住民税341

- 1 納税義務者 (341) 2 納税額 (341) 3 申告・納付 (343)

第6節 事業税344

- 1 法人事業税 (344) 2 個人事業税 (347)

第7節 固定資産税350

- 1 固定資産税の課税客体 (350) 2 固定資産税の納税義務者 (350) 3 固定資産税の非課税・免税点 (351) 4 土地、家屋の課税標準・税率 (352) 5 住宅用地の特例 (352) 6 住宅の特例 (353) 7 一定の機械装置等に係る償却資産税の特例 (353) 8 納税 (354)

第8節 不動産取得税355

- 1 不動産取得税の納税義務者 (355) 2 不動産取得税の非課税 (355) 3 不動産取得税の課税標準 (357) 4 不動産取得税の税率・税額計算 (359) 5 住宅用土地の軽減特例 (359) 6 納税 (361)

凡 例

本文中の法令の略語は、次のとおりです。

- ・国通法…国税通則法
- ・所………所得税法
- ・措法………租税特別措置法
- ・措規………租税特別措置法施行規則
- ・所令………所得税法施行令
- ・措通………租税特別措置法関係通達
- ・所基通……所得税基本通達
- ・法………法人税法
- ・法基通……法人税基本通達
- ・法令………法人税法施行令
- ・相………相続税法
- ・消………消費税法
- ・登………登録免許税法
- ・印………印紙税法
- ・地………地方税法
- ・復財法……東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

第 1 章

税金の基礎

第 1 節 税金のあらまし

第 2 節 税金の基本原則

第 3 節 申告と納税

第1節

税金のあらまし

税金の種類は数多くあり、私たちの生活のあらゆる場面で関係してきます。このように、私たちの生活や経済活動に密着した税金とは、そもそもどのようなものであり、どのような種類があるのかを学習しましょう。

1 税金とは

税金とは、「国家が、特別の給付に対する反対給付でなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めにもとづいて私人に課する金銭給付である」とされています。

このような税金の特徴は次のとおりです。

(1) 税金の公益性

国や地方公共団体は、国民や住民に多くの公共サービスを提供しています。公共サービスの内容は、国防・警察などの安全・秩序の確保、道路の建設などの環境整備、さらには教育から福祉にいたるまで多彩ですが、その資金を調達するための手段が税金です。したがって、公共サービスのための資金調達を目的とするものでないものは税金とはいえません。

たとえば、罰金・科料・交通反則金等は、違法行為に対する刑事上、行政上の制裁金としての性質をもち、税金とは区別されるものです。

(2) 税金の権力性

税金は、国家がその権力を背景として課すものであるという権力的課税の性格を有します。税金は、経済活動の対価としての性格を有しないことから、強制的に国家に国民の財産を移転させる手段です。権力的といっても、近代国家においては、強権的という意味ではなく、民主的に定められた法律にもとづいて行われるところに特徴があります。

(3) 税金の非対価性

税金は、国の特別、特定のサービスに対する対価としての性質がありません。国民が支払っている税金は、その者が受けている公共サービスの具体的に、どの部分の対価であるとかの直接的対価性はありません。

(4) 税金の応能負担性

税金は、国民の税金負担能力（以下、「担税力」という）に応じて一般的に課されるのが原則です。したがって、道路を損傷した者から徴収する原因者負担金や、道路工事によって著しく利益を受ける者から徴収する受益者負担金などの負担金とは異なります。

2 税金の種類

税金は種々の観点から分類されますが、主な分類の仕方は、次のとおりです。

(1) 国税と地方税

国が賦課・徴収する税金を国税といい、地方公共団体が賦課・徴収する税金を地方税といいます。地方税は、さらに都道府県税と市町村税に区分されます。

(2) 直接税と間接税

納税義務者と税金の実際負担者が同一の者であることが予定されている税金を直接税といい、両者が一致しないことが予定されている税金を間接税といいます。所得税、相続税、固定資産税などは直接税であり、消費税などは間接税です。税金は、商品代金やサービス価格に上乗せされて転嫁する可能性を考慮すると一概に納税義務者と税金の実際負担者を峻別できるかは困難な点もあります。

(3) 人税と物税

主として人的側面に着目して課される税金を人税といい、物的側面に着目して課される税金を物税といいます。所得税、相続税等は人税であり、固定資産税等は物税です。

(4) 取得税・財産税・消費税・流通税

課税の対象とされる物・行為または事実の違い、すなわち担税力の標識の相違により分類するものです。

① 取得税

人が収入を得ているという事実に着目して課される税金です。取得税は、さらに、人の得る所得を対象にする所得税（所得税、法人税、住民税等）と人の所有する生産要素からもたらされる収入を対象とする収益税（事業税等）があります。

② 財産税

財産の所有という事実に着目して課される税金です。一般的財産税（旧富裕税等）と特定の財産を対象として課する個別財産税（地価税、固定資産税等）に区分することができます。

③ 消費税

物やサービスの消費に着目して課する税金です。消費行為そのものを

図表1-1 現行の税金の分類表

		普通税・目的税等の区分等	租税の分類	税 目	
国	税	普通税	取得税	所得税・法人税・地方法人特別税・復興特別所得税・地方法人税	
			財産税	相続税・贈与税・地価税(注1)・自動車重量税	
			消費税	酒税・消費税・揮発油税・石油ガス税・航空機燃料税・石油石炭税・たばこ税・関税・地方揮発油税・国際観光旅客税(注2)	
		目的税		電源開発促進税	
		普通税	流通税	登録免許税・印紙税・とん税・特別とん税	
地方	道府県	普通税	取得税	道府県民税・事業税	
			財産税	固定資産税(大規模償却資産の特例分)・自動車税・鉱区税	
			消費税	道府県たばこ税・ゴルフ場利用税・地方消費税・軽油引取税	
			流通税	不動産取得税・自動車取得税	
		目的税		水利地益税・狩猟税	
	市町村	交付税		所得税 法人税 消費税 酒税・たばこ税	}の一部・地方法人税
			譲与税	地方揮発油譲与税・石油ガス譲与税・航空機燃料譲与税・地方法人特別譲与税	
		普通税	取得税	市町村民税・鉱産税	
			財産税	固定資産税・軽自動車税・特別土地保有税(注3)	
			消費税	市町村たばこ税	
目的税		水利地益税・共同施設税・国民健康保険税・都市計画税・入湯税・宅地開発税・事業所税・法定外目的税			
交付税		所得税 法人税 消費税 酒税・たばこ税	}の一部・地方法人税		
	譲与税	地方揮発油譲与税・石油ガス譲与税・特別とん譲与税・自動車重量譲与税・航空機燃料譲与税			

(注1) 平成10年以降、適用停止中です。

(注2) 平成31年1月7日以降の出国に適用となります。

(注3) 平成15年度以降、新たな課税を行わないものとしています。

対象とする直接消費税(入湯税等)と事業者課された税金が最終消費者に転嫁されることが予定されている間接消費税があります。間接消費税は、対象とするものが特定の物品かすべてのものかによって個別消費

税（酒税，たばこ税等）と一般消費税に分類され，さらに単段階で課税するか多段階で課税するかによっても区分されます。日本の消費税は，多段階一般消費税といえます。

④ 流通税

権利の取得，移転などの取引に対して課する税金で，登録免許税，印紙税，不動産取得税などがあります。

（５）普通税と目的税

税金により徴収した金額の用途を特定せず，一般経費に充てる目的で課されるものを普通税（所得税，法人税，相続税・贈与税等）といい，当初から特定の経費にあてることを目的として課される税金を目的税（電源開発促進税，都市計画税等）といいます。

3 税金の体系

現行の税金をその種類ごとに分類，区分すると前頁図表1-1のようになります。

OnePointAdvice

- ・税金の特徴は，その公益性，権力性，非対価性および応能負担性にあります。
- ・税金は，国税，地方税，直接税間接税，人税，物税，取得税，財産税，消費税，流通税など様々な種類に区分できます。

【著者紹介】

藤曲 武美 (ふじまがり たけみ)

税理士 (昭和63年税理士登録, 東京税理士会・豊島支部)
税理士会の研修講師や各種研修機関での講師等を務め,
現在, 日本税務会計学会・副会長, 租税訴訟学会・理事,
東京税理士会・会員相談委員, 早稲田大学大学院法務研
究科 (法科大学院) 講師。

最近の著書等として, 『法人税実務の新機軸「寄附金」』
(税務経理協会), 「改正消費税の内容と考え方」(税務経
理協会), 共著『平成30年度税制改正のすべて』(中央経
済社), 共著『役員給与税制の実務』(中央経済社) ほか, 税
経通信, 税務弘報等の月刊誌の論文執筆など。

新訂 税の基礎 2018年度版

2005年9月15日 初 版第1刷発行
2018年7月30日 2018年度版第1刷発行

著 者 藤 曲 武 美
発 行 者 金 子 幸 司
発 行 所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表03(3267)4811 制作03(3267)4823
<https://www.khk.co.jp/>

〈検印省略〉

営業所/東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

カバーデザイン/Design Office Notch 制作/西牟田隼人 印刷/あづま堂印刷㈱

© Takemi Fujimagari 2018 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-3387-4

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書は内容等につき発行後に訂正等 (誤記の修正等) の必要が生じた場合には, 当社ホ
ームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・定期刊誌 TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#))

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。